

回覧 令和元年12月1日(三股町)代表 ☎52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内容】

<お知らせ>表紙 ◆消費税軽減税率制度説明会を開催します

- ◆令和2年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます
- ◆12月は「町税等納付推進強化月間」です
- ◆1月15日から健康づくりに取り組んだポイントを商品券に交換できます

<保健と福祉> (一般) 4 ◆第19回宮崎県障がい者スポーツ大会の出場者を募集します

<農林畜産業関連> 4 ◆あぜ焼きを実施します

<相談> 5 ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

5 ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)



【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

お知らせ

◆消費税軽減税率制度説明会を開催します

都城税務署では、消費税軽減税率制度説明会を開催しますのでぜひご参加ください。

詳しくは国税庁の公式サイト【www.nta.go.jp】をご覧ください。

■日時= 12月17日(火)、18日(水)
午後3時から4時まで(受付は午後2時30分から)

■場所= 都城税務署2階会議室
(都城市上町2街区11号都城合同庁舎)

軽減税率



※お問い合わせは、

都城税務署法人課税第1部門

☎：22-4383(直通) にお願ひします。

◆令和2年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます

町教育委員会では経済的な理由で就学が困難な児童、生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。援助を希望する人は、お子さんの在学する（入学予定の）学校へ申請を行ってください。

■ 就学援助を受けることができる人＝

生活保護受給者に準ずる程度に困窮しており、町就学援助規則第2条に該当する保護者。

■ 就学援助の内容＝

- ①学用品費・通学用品費
- ②新入学児童生徒学用品費・通学用品費（年度当初に認定された新小学・新中学1年生のみ）
- ③校外活動費 ④修学旅行費
- ⑤学校給食費 ⑥医療費
- ⑦日本スポーツ振興センター災害共済掛金

※いずれも別に定める限度額の範囲内で援助します。

■ 申請方法＝

- ・各学校に用意してある「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、お子さんの在学する（入学予定の）学校に提出してください。
- ・申請書は、学校ごとに1枚必要です。
- ・手続きは、現在受給中の人も毎年必要です。

■ 「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給＝

来年度、新小学1年生または新中学1年生になるお子さんの保護者に対して、「就学援助の内容」のうち、入学前に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。

※入学前支給を申し込むことができる人は、次の要件をすべて満たす人です。

- (1) 「就学援助を受けることができる人」に該当すること
- (2) 申請する時点で町内に住んでいる人
- (3) お子さんが町立の小・中学校または国・県が設置する小・中学校に入学予定の人

※令和2年3月31日以前に町外へ転出する場合や、世帯の状況が変わって就学援助の要件に該当しなくなった場合は対象となりません。また、入学前支給を受けた後で、町外へ転出した場合は、転出先自治体へ「新入学児童生徒学用品費」の支給を行ったことを通知します。

■ 提出期限＝

お子さんが在学する（入学予定の）各小・中学校にお問い合わせください。

※12月2日（月）から各小中学校で申請書を配布します。

- ・新小学1年生・・・就学時健康診断を受けた小学校に取りに行ってください。
- ・新小学2年生
～中学1年生・・・就学援助希望調査で「希望します」と回答された人には現在通われている小学校を通して配布します。
- ・新中学2年生
と3年生・・・就学援助希望調査で「希望します」と回答された人には現在通われている中学校を通して配布します。

■ 認定審査の方法＝

提出された申請書などにより、学校長と民生委員・児童委員などの意見を参考にしながら町教育委員会で審査して認定します。

■ 審査結果のお知らせ＝

「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を希望した申請者には3月上旬ごろ、その他の申請者には4月中旬ごろにお知らせします。

※お問い合わせは、

教育課 学校教育係（町中央公民館内）

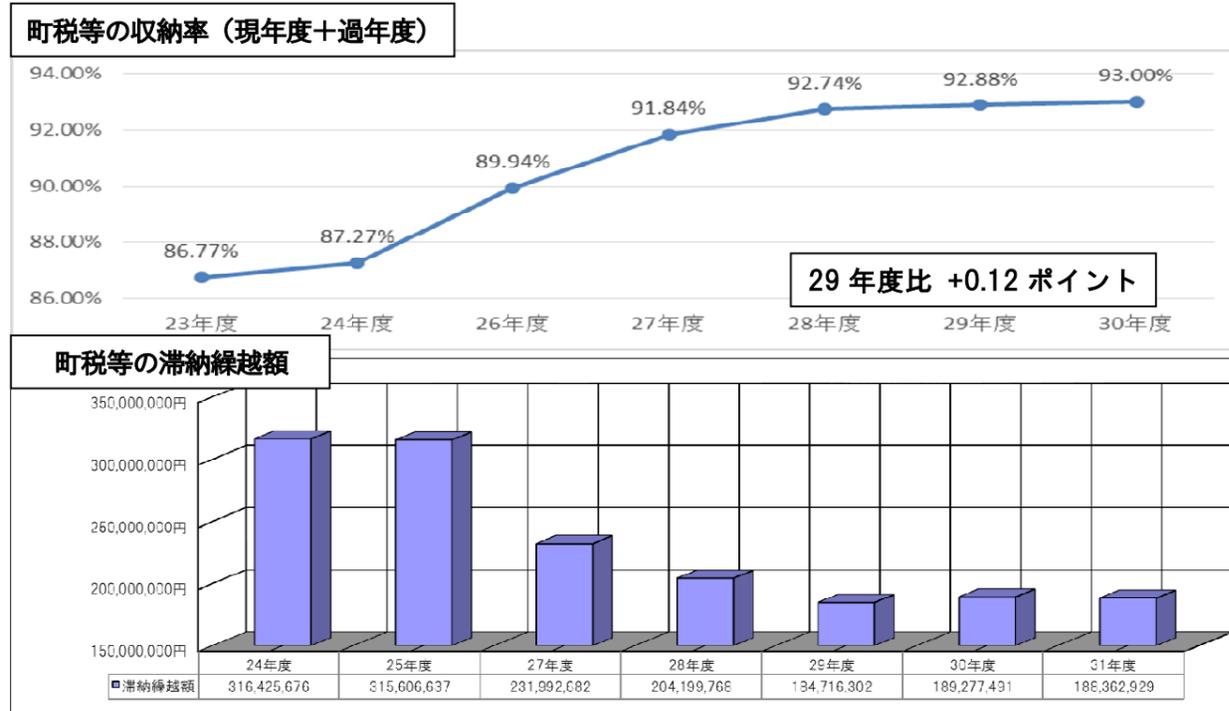
☎：52-9314（直通）にお願いします。



◆ 12月は「町税等納付推進強化月間」です

町税等の収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

① 町税等の収納状況（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の計）

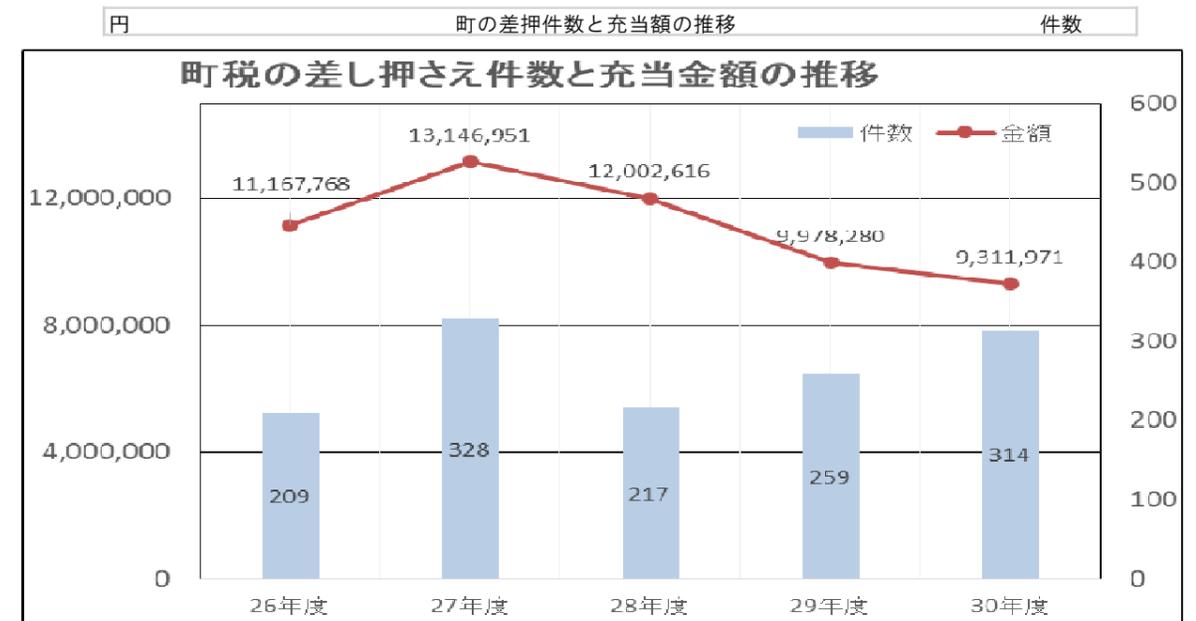


上記2つのグラフから、平成30年度の町税等の収納率は、平成29年度に比べ0.12ポイント増加し、平成31年度への滞納繰越額（年度を越えて滞納となっている額）が減少していることが分かります。

② 町税等の差し押さえ件数（新規分）と充当金額（30年度以前から継続する差し押さえで税に充てることができたものも含む）の内訳

	30年度		31年度（10月末現在）	
	差押(件)	充当額(円)	差押(件)	充当額(円)
預金	276	6,413,082	203	6,044,206
給与	7	1,170,543	4	1,019,952
保険	2	0	1	0
不動産	0	0	0	0
その他	29	1,728,346	8	543,906
計	314	9,311,971	216	7,608,064

③ 町税等の差し押さえ件数と充当金額の推移



滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。

④ 町税の休日・夜間の相談窓口（随時）のご案内

町税については、仕事などで昼間に役場へ来ることができない人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。



★ 12月は「町税等納付推進強化月間」です★

役場からの「通知」「電話」「訪問」などで『催告（納付を請求すること）』を確認したら、担当課・係へ連絡してください。そのままにすると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる場合があります。

・町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道使用料・奨学金償還金

便利な口座振替、コンビニ納付または PayB（ペイビー）で、「納期内自主納付のまち」をめざします。（PayB（ペイビー）とは、スマホ決済アプリによりご自分の口座から、上下水道使用料を除く町税などを納付できるサービスです。）

※お問い合わせは、

税務財政課 納税管理係または特別収納対策係（1階 ⑤番窓口）

☎：52-9634（直通）をお願いします。

◆ 1月15日から 健康づくりに取り組んだポイントを 商品券に交換できます

町では、町内在住で40歳以上の人を対象に、個人の健康づくりへの取り組みや特定健診・がん検診などの健康づくりに関する事業などへ参加することで、ポイントが貯まる「町健康マイレージ事業」を実施しています。

貯めたポイントは、商品券と交換することができます。

■健康マイレージとは

個人の健康づくりへの取り組みや町の健康づくり事業に参加することでポイントがもらえる町の事業です。ポイントが合計50ポイント以上貯まると町商工会の商品券1枚（500円）と交換します。

■対象者

40歳以上の**三股町民**（本年度内に40歳に達する人も含みます。）

■参加方法（参加無料）

「ポイントシート」に記載されている該当項目にチャレンジし、ポイントを獲得します。

■「ポイントシート」をもらうには

町役場総合案内や町健康管理センターで「ポイントシート」を入手できます。

※**12月末までに該当項目へチャレンジする**ことでポイントがつきます。

■ポイントを貯める

（例）

- ・日頃の生活で取り組んでみたことと感想を記入してください。
→取り組み1つが2ポイント 最大24ポイント
- ・特定健診やがん検診の受診、健康づくり教室への参加などもポイントになります。
→受けたり、参加したりすると1つ10ポイント最大60ポイント

※必要事項はすべて記入してください。

■ポイントが50ポイントたまったら

- ・引換券の申請をする

交換期間	令和2年1月15日（水）～ 2月28日（金）
場所	役場1階ロビー（交換スペースを設置予定）
持ってくるもの	・ポイントシート ・身分を証明するもの （マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

■商品券と交換する方法

引換券を三股町商工会（JRみまた駅となり）に持っていき、「三股町商工会商品券（500円）」と交換できます。



※お問い合わせは、

町健康管理センター ☎：52-8481

または、

町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

保健と福祉（一般）

◆第19回宮崎県障がい者スポーツ大会の出場者を募集します

スポーツを通して障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的に「宮崎県障がい者スポーツ大会」を開催します。

初心者でも出場できる、さまざまな競技が行われますので、ぜひご参加ください。

- 開催期日 = 令和2年5月10日（日）
- 場 所 = 県総合運動公園ほか
- 参加資格 = 県内に住み、13歳以上（令和2年4月1日現在）の人で、次の要件を満たす人。

- ①**身体の一部**：身体障害者手帳の交付を受けている人。
- ②**知的の一部**：療育手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人。
- ③**精神の一部**：精神保健福祉手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人。

■ 開催競技 =

競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
陸上競技	○	○	
水泳	○	○	
卓球	○	○	○
アーチェリー	○		
フライングディスク	○	○	
ボウリング		○	
バレーボール（精神）			○
ミニバレーボール			○
グラウンド・ゴルフ			○
ボッチャ	○		

■ 申込期限 = 令和2年1月24日（金）

※申し込み・お問い合わせは、
福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9061（直通）にお願いします。



農林畜産業関連

◆あぜ焼きを実施します



農作物病虫害の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

- 期 日 = 令和2年1月19日（日）
- 時 間 = 午後1時～4時

- ★実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。
- ★雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

★順延日 ⇒ 1月26日（日）同時刻



- 実施地域 = 町内全域の水田・畑のあぜなど
- 巡回指導 = 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農集団長、町農業振興課職員

★担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

- 防火対策 = 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■ 注意事項 =

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)

※お問い合わせは、町農業振興対策協議会
農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
☎：52-9086（直通）にお願いします。

相 談

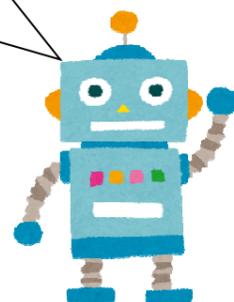
◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	12月21日(土) 毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、 破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合が あります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピュ ーター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物 (浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜

時 間： 午前9時～午後5時

場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。